

保険医療機関としての掲示事項について(令和 8 年 6 月 1 日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。近畿厚生局に下記の届出を行っております。

夜間・早朝等加算

時間外対応体制加算 3

遠隔モニタリング加算 (CPAP)

情報通信機器を用いた診療に係る基準

電子的診療情報連携体制整備加算 3 (外来)

持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

・夜間・早朝等加算

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算として 50 点を診察料に加算させていただきます。

平日：18 時以降 土曜日：12 時以降

・時間外対応体制加算 3

通院中の患者様に対し、診療時間外に緊急の電話での問い合わせに対応できる体制を整えております。緊急の相談がある場合は、院内掲示の緊急連絡先へご相談ください。繋がらない場合は、お住まいの地域の救急医療機関への問い合わせ・受診をお願いいたします。

・情報通信機器を用いた診療

当院ではオンライン診療の適切な実施に関する指針を遵守し、オンライン診療を実施しております。ご希望の方は、診療時に医師にお申し出ください。初診からのオンライン診療、麻薬及び向精神薬の処方については行っておりません。オンライン診療に関して当院が遵守している内容については、当院 WEB サイトへ『基準等遵守の確認をするためのチェックリスト』を掲載しております。

・電子的診療情報連携体制加算 3

当院では、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用し、より質の高い診療の提供に努めています。又、医療 DX を通じて診療情報を適切に活用できる体制の整備をすすめています。領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

・持続的陽圧呼吸療法充実加算

睡眠時無呼吸症候群の患者様に対する CPAP 療法の管理の質をさらに向上させるため、令和 8 年診療報酬改訂に伴い算定いたします。本加算は患者様の CPAP 機器の使用状況を定期的にモニタリングし、治療の効果を最大限にひきだす体制にたいしての加算となります。

・一般名処方加算

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方により処方箋を発行しております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

・長期収載品の処方に係る選定療養について

医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（令和 8 年 6 月より後発品最高価格帯の差額の 2 分の 1 の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応外となります。選定療養費は薬局でのお支払いとなります。

・物価対応料

令和 8 年度診療報酬改訂により、物価高騰への対応として物価対応料を算定します。

・長期処方について

当院では患者様の状態に応じ、28 日以上長期の処方を行うことが可能です。長期処方の対応可否は患者様の病状に応じて担当医が判断いたしますのでご了承くださいませ。

令和 8 年 6 月 1 日

 千里中央
メディカルクリニック